【表紙】

【提出書類】	内部統制報告書
【根拠条文】	金融商品取引法第24条の４の４第１項
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	2026年11月24日
【会社名】	サイプレス・ホールディングス株式会社
【英訳名】	Cypress Holdings Co., Ltd.
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長　東　稔哉
【最高財務責任者の役職氏名】	常務執行役員ＣＦＯ　管理本部長　　永田　哲也
【本店の所在の場所】	東京都港区六本木一丁目9番10号
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 （東京都中央区日本橋兜町２番１号）

１【財務報告に係る内部統制の基本的枠組みに関する事項】

代表取締役社長東稔哉及び最高財務責任者永田哲也は、当社及び連結子会社の財務報告に係る内部統制の整備及び運用に責任を有しており、企業会計審議会の公表した「財務報告に係る内部統制の評価及び監査の基準並びに財務報告に係る内部統制の評価及び監査に関する実施基準の改訂について（意見書）」に示されている内部統制の基本的枠組みに準拠して財務報告に係る内部統制を整備及び運用しております。

なお、内部統制は、内部統制の各基本的要素が有機的に結びつき、一体となって機能することで、その目的を合理的な範囲で達成しようとするものであります。このため、財務報告に係る内部統制により財務報告の虚偽の記載を完全には防止又は発見することができない可能性があります。

２【評価の範囲、基準日及び評価手続に関する事項】

財務報告に係る内部統制の評価は、当連結会計年度の末日である2026年８月31日を基準日として行われており、評価に当たっては、一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠しております。

本評価においては、連結ベースでの財務報告全体に重要な影響を及ぼす内部統制（全社的な内部統制）の評価を行った上で、その結果を踏まえて、評価対象とする業務プロセスを選定しております。当該業務プロセスの評価においては、選定された業務プロセスを分析した上で、財務報告の信頼性に重要な影響を及ぼす統制上の要点を識別し、当該統制上の要点について整備及び運用状況を評価することによって、内部統制の有効性に関する評価を行いました。

財務報告に係る内部統制の評価の範囲については、当社グループの財務報告の信頼性に及ぼす影響の重要性の観点から必要な範囲を決定いたしました。財務報告の信頼性に及ぼす影響の重要性については、金額的及び質的影響の重要性並びにその発生可能性を考慮し、当社グループ全社である当社及び連結子会社１社を対象として実施した全社的な内部統制の評価結果を踏まえ、業務プロセスに係る内部統制の評価範囲を合理的に決定しております。

業務プロセスに係る内部統制の評価範囲については、当社グループは主に外食事業を経営する企業グループであり、事業規模を適切に把握することが可能である各事業拠点の売上収益を選定指標としました。連結子会社1社を全社的な内部統制の評価結果が良好であると判断したため、前連結会計年度の連結売上収益の概ね2/3に達している事業拠点１社を「重要な事業拠点」といたしました。選定した重要な事業拠点においては、当社の事業目的に大きく関わる勘定科目として、当社は主に飲食事業を営んでおり、飲食店の運営とそれを支える調達・物流が収益獲得活動に関連するため、売上収益、営業債権、棚卸資産、売上原価、人件費及び有形固定資産に至る業務プロセスを評価対象としました。

さらに、当社の事業内容及びリスク評価に基づき、選定した重要な事業拠点にかかわらず、それ以外の事業拠点をも含めた範囲について、重要な虚偽記載の発生可能性が高く、見積りや予測を伴う重要な勘定科目に係る業務プロセスについて財務報告への影響を勘案した結果、重要性の大きい業務プロセスとして、税金・税効果会計プロセス、有形固定資産・のれん・その他の無形資産の減損プロセス、資産除去債務プロセスを評価対象に追加しております。

３【評価結果に関する事項】

上記の評価の結果、当連結会計年度末日時点において、当社の財務報告に係る内部統制は有効であると判断いたしました。

４【付記事項】

該当事項はありません。

５【特記事項】

該当事項はありません。